

# 山林納税猶予税額の計算書

被相続人

第8の3表

(令和5年1月分以降用)

この計算書は、林業経営相続人に該当する人が山林についての納税猶予税額（山林納税猶予税額）を算出するために使用します。

私は、第8の3表の付表の「2 特例施業対象山林・特例山林の明細」に記載した特例施業対象山林のうち特例山林の全てについて租税特別措置法第70条の6の6第1項に規定する山林についての納税猶予及び免除の適用を受けます。

## 1 山林納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

### (1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

① 林業経営相続人の第8の3表の付表(A+B)欄の金額	円
② 林業経営相続人に係る債務及び葬式費用の金額（第1表のその人の③欄の金額）	
③ 林業経営相続人が相続又は遺贈により取得した財産の価額（林業経営相続人の第1表の(①+②)（又は第3表の①欄）の金額）	
④ 控除未済債務額（①+②-③）の金額（赤字の場合は0）	
⑤ 特定価額（①-④）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は0）	,000
⑥ 特定価額の20%に相当する金額（⑤×20%）（1,000円未満切捨て）	,000
⑦ 林業経営相続人以外の相続人等の課税価格の合計額（林業経営相続人以外の者の第1表の⑥欄（又は第3表の⑥欄）の金額の合計）	,000
⑧ 基礎控除額（第2表の①欄の金額）	,000,000
⑨ 特定価額に基づく課税遺産総額（⑤+⑦-⑧）	,000
⑩ 特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額（⑥+⑦-⑧）	,000

### (2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算

⑪ 法定相続人の氏名	⑫ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算		特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算	
		⑬法定相続分に応ずる取得金額 (⑨×⑫)	⑭相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の「速算表」で計算します。)	⑮法定相続分に応ずる取得金額 (⑩×⑫)	⑯相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の「速算表」で計算します。)
		円	円	円	円
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
法定相続分の合計	1	⑰相続税の総額（⑬の合計額）	00	⑱相続税の総額（⑮の合計額）	00

(注) 1 ③欄の「第1表の(①+②)」の金額は、林業経営相続人が租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける場合は、「第3表の①欄」の金額となります。また、⑦欄の「第1表の⑥欄」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「第3表の⑥欄」の金額となります。  
2 ⑪及び⑫欄は第2表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

## 2 山林納税猶予税額の計算

①（林業経営相続人の第1表の(⑬+⑭-⑯)）の金額	円
② 特定価額に基づく林業経営相続人の算出税額（1の⑰×1の⑤/1の(⑤+⑦)）	
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（②×20%）	
a（②+③-林業経営相続人の第1表の⑫）の金額（赤字の場合は0）	
④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく林業経営相続人の算出税額（1の⑱×1の⑥/1の(⑥+⑦)）	
⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（④×20%）	
b（④+⑤-林業経営相続人の第1表の⑫）の金額（赤字の場合は0）	
⑥ 林業経営相続人の第1表の⑥欄に基づく算出税額（その人の第1表の(⑨（又は⑩）+⑪-⑫)）（赤字の場合は0）	
⑦（①+a-b-⑥）の金額（赤字の場合は0）	
⑧ 山林納税猶予税額（a-b-⑦）（100円未満切捨て）（赤字の場合は0）	00

(注) 1 ⑥欄の算式中の「第1表の⑨」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「第1表の⑩」の金額とします。  
2 ⑧欄の金額を林業経営相続人の第8の8表2の「山林納税猶予税額④」欄に転記します。なお、林業経営相続人が他の相続税の納税猶予等の適用を受ける場合は、⑧欄の金額によらず、第8の7表の⑳欄の金額を林業経営相続人の第8の8表2の「山林納税猶予税額④」欄に転記します。  
3 この申告が修正申告である場合の⑧欄に記入する金額は、⑧欄の「a-b-⑦」の金額が修正前の「山林納税猶予税額」の金額を超える場合には、当該修正前の「山林納税猶予税額」の金額にとどめます。ただし、この特例の適用を受ける特例山林（期限内申告において第8の3表の付表の「2 特例施業対象山林・特例山林の明細」に記載した特例山林に限ります。）の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときの⑧欄の金額は、当該修正前の「山林納税猶予税額」の金額を超えることができます。

※の項目は記入する必要がありません。

※税務署整理欄 入力 確認